

「標識(ステッカー)」の掲示義務(飲食店は「禁煙」も表示【条例】)

◇飲食店の場合

店頭と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。禁煙の場合も店頭に表示が必要です。

◇その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、施設と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。

禁煙施設

施設の出入口



禁煙
No Smoking

「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙目的施設

施設の出入口



喫煙目的店
Smoking area

20歳未満の方は立ち入りできません。
「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙選択可能施設(飲食店のみ)

店舗の全部で喫煙可能

施設の出入口



喫煙可能店
Smoking area

20歳未満の方は立ち入りできません。
「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

<標識の掲示例>

(施設出入口)



(喫煙室出入口)



喫煙室を設置

施設の出入口



喫煙専用室あり
Designated smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙室の出入口



喫煙専用室
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入りできません。
「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

店舗の一部で喫煙可能

施設の出入口



喫煙可能室あり
Smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

喫煙室の出入口



喫煙可能室
Smoking room

20歳未満の方は立ち入りできません。
「喫煙」には、加熱式たばこも含まれます。

・標識については、市のHPよりご確認ください。
・気持ちよく、安心してご利用いただくために、お店の喫煙ルールを掲示しましょう。

義務違反者への対応

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※2)
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※1)	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	-	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと)	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	-	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	-	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	-	○(20万円以下)
	立入検査への対応*	-	-	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	-	-
広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)*	○	-	-	
	飲食店等の「禁煙」標識の掲示【条例】	○	○(公表まで)	-

(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

(※2) 「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

【問合せ】
豊橋市保健所 健康政策課
電話 0532-39-9149

市のホームページはこちらから

豊橋市 受動喫煙防止対策

検索



令和4年7月作成

なくそう！望まない受動喫煙

受動喫煙防止対策ガイド



— 飲食店・事業者の皆様へ —

飲食店や職場等は原則屋内禁煙です。

2018年7月に健康増進法の一部が改正されたことを契機に、豊橋市でも2019年3月に「豊橋市受動喫煙防止条例」が制定されました。受動喫煙による市民等の健康への影響を未然に防ぐことを目的とし、各施設や場所ごとの喫煙ルールが追加されました。



屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。



20歳未満の方は、従業員であっても喫煙エリアへ立ち入り禁止です。

条例により追加



喫煙室がある場合、標識の掲示が義務づけられています。飲食店は禁煙の場合も標識の掲示が必要です。



加熱式たばこも紙巻きたばこと同じ扱いです。喫煙専用室で飲食等をしないようにしてください。

義務違反時には、指導・命令・罰則等が適応されることがあります。
【過料】喫煙者最大30万円、管理者最大50万円

飲食店についての経過措置

飲食店の皆様は、以下の3つの項目の回答によって、経過措置があります。

- 2020年4月1日より前から、営業している店舗ですか？
- 資本金または出資の総額が5,000万円以下ですか？
- 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置

飲食可(経過措置)



店内での喫煙可
20歳未満の方は入店できません

経過措置の届出について

①～③の項目の回答がすべて「はい」となる小規模飲食店(既存特定飲食提供施設)は、経過措置の適用を受けることができます。なお、経過措置の適用を受ける場合は、保健所へ届出書の提出が必要です。